

NHK「NEWSWEB」(内容要約)

○2013年11月26日23時30分からNHK総合テレビ放映

特定秘密保護法案の対象となるものは、外交や防衛・スパイ・テロといった分野の情報のうち、国や国民の安全に関わる情報とされています。

取り扱えるのは大臣などのほかに、犯罪歴や飲酒の節度など適正評価を受けた公務員などで、漏らした人には罰則があります。

一部の例外を除いて60年後までにすべて公開するとしています。政治部の伊藤デスクに聞きます。

〔問〕何が秘密なのかさえも明かせないのでは不安だという声が多いようです。

〔答〕そこが一番難しいところです。特定秘密というのを特定して、「それは特定秘密です」と言ってしまった瞬間に秘密でなくなってしまいます。

では無制限に広げてしまっているのかという疑問もあります。この法案の仕組みを見ると、特に秘匿が必要だということで、外交・防衛・スパイ・テロとこの4つの大きな分類をして、これに限っています。さらに、その4つの中でいくつかの項目を別表にして、法案の中に規定しています。

具体的にどういうことかということ、今日(11月26日)、安倍総理大臣が(衆議院国家安全保障)特別委員会の中で、いま政府がルールに基づいて秘匿している行政上の特別管理秘密というのはだいたい42万件ある。そのうちの9割は人工衛星の画像だと答弁しています。つまり一枚一枚、それぞれが秘密ということで管理されていて、恐らくそれはそのまま特定秘密になるだろうと。

〔問〕画像が秘密なのですか。

〔答〕安倍総理大臣の言葉を借りますと、写っている対象が秘密ということもありますが、日本の人工衛星の解像度、つまり能力はどれくらいなのかというのは写真を見るとわかります。つまり、その能力も秘密ということで一枚一枚が特定秘密になるだろうということです。それから多いものとしてあげたのは暗号です。外務省と出先の大使館の間では暗号が使われています。この暗号を公開してしまったら暗号でなくなってしまう。しかもできるだけ絞ろうとしているので、一般の人が特定秘密と関わることはまずないだろうと安倍総理は答弁しています。

〔問〕「画像の解像度」や「暗号」と具体的に言われると「秘密にしたほうがいい」と思う部分もありますが。

〔答〕その一方で、ギリギリのところはどこだろうと。例えば外交交渉についての内容は、相手側に手の内がばれてしまったら交渉は成り立ちません。

しかし、特定秘密に指定します、ということを経由にして、例えば政府が失敗してしたことを隠すことにならないか。あるいは本来は知らせなければならぬことを必要以上に隠してしまうことはないか。情報を公開しないようにしようという雰囲気が出た場合、政府の政策がどうだったのかという意思決定、それから過去の意思決定がどうだったか、次の政策に生かそうという検証に役立てないではないか、という心配があるということも事実です。

〔問〕都合の悪いことを秘密にしようとすればできてしまうということですか。

〔答〕それについては、（自民党、公明党と）みんなの党、日本維新の会との修正案では、まず特定秘密を指定するにあたって、有識者の会議を設けて、特定秘密指定の基準を作り、これを総理大臣が踏まえて閣議で決定します。

次の段階は総理大臣の指揮監督。特定秘密というのは行政機関の長、主に大臣が指定するということになるのですが、総理大臣は指揮監督という立場で、この情報の指定が基準に合っているか、大臣に説明しなさい、資料を寄こしなさい、改善すべき点があれば改善しなさいというように指導、指示できるという規定が盛り込まれました。

そしてもう一つのポイントは、今度は運用にあたって第三者機関、これが修正協議のポイントでしたが、第三者的な機関、つまり指定をチェックできる機関をどうしようかということで、修正案の中ではチェックができる真に独立した立場、検証・監察ができる機関の設置を検討するとなりました。これから法律が成立した後でどういうものをつくるか検討していこうということです。ここが一つポイントになると思います。

外国の例などを見ても、特定の秘密があった時に第三者が関与するやり方はたくさんあります。例えばアメリカのように国立公文書館が監査をしてチェックをする。イギリスのように議会議に設ける。フランスのように独立した機関を設けて情報にアクセスするなどのルールです。

今回の独立した機関は基準やルールをチェックする機関なのか、それとも個別の情報に踏み込んで、これはどうかということをチェックする機関になるのかで運用がずいぶん変わってくると思います。

ただしそこで難しいのは、第三者に特定の秘密を開示するわけです。そうす

るとそれを担当する人は特定秘密を知っていることがわかってしまう。狙われてしまうということもあるかも知れない。政府の答弁を聞いていると、そこに委ねてしまうことがどうかということについては慎重な立場です。

〔問〕なぜそんなに急ぐのでしょうか。

〔答〕ひとつの考え方は日本版のNSC（国家安全保障会議）ということがあります。国家の情報・安全保障の司令塔をつくらうということで、そのための法案が近く成立する見通しになっています（11月27日に成立）。

諸外国との情報を共有する、やり取りをする上では、各国は相手の国がちゃんと守る仕組みを持っているかどうか前提になります。日本の法整備がきちんとしていないと、なかなか大切な情報をもらえないのではないかと。相手の国はちゃんと守る仕組みがあるが、日本にはないのではないかと問われたときに、どうしても機微に触れるような情報はもらえないかも知れない。そのためにはこういう法整備が必要だと。つまり国家安全保障会議とセットでこの特定秘密保護法案を考えようというのが安倍政権の考え方です。

もう一つ、今まで以上に情報の保護というのが必要になっているのは、インターネットが普及して、一度漏れてしまうと瞬時に広範囲に、そして半永久的に広がってしまうという環境があります。ですから、きちんとした法整備が必要です。

もう一つは政府の中できちんとした統一したルールを作ろうということです。この法案では特定秘密とは何かということを決めるのと同時に、扱える人を限定する。きちんとして適正を評価したうえで扱える人も決めて、情報の取り扱いを統一したルールでやることで、政府は一つの基準に基づいて扱えるような仕組みを作ろうという狙いもあります。

〔問〕国民の知る権利についての説明がないのでは。

〔答〕この法案をつくるに当たって配慮しなければならない規定として、国民の基本的な人権、これを不当に侵害することがあってはならないということは法案に明記してあります。国民の知る権利を保障するために、これに資するための報道取材の自由にも十分配慮しなければならないということが、条文上盛り込まれています。

これに対して、例えば特定秘密を洩らした公務員は罰則があるかも知れないということになると、例えば取材に対して消極的な姿勢になったら、情報公開してオープンにして議論しようというよりは、できるだけ触らないようにして

おこう、というような形で、今まで以上に情報が出にくくなるのではないか。そうすると国民の知る権利、報道の自由が制限されることになりはしないか。こういった懸念というのがあります。

もう一つは、本当にギリギリのところでは秘密の指定の範囲がどんどん広がっていかないかということ。今まで秘密でなかったものまで秘密になっていく懸念があります。

ですから、その基準を明確にするということになっており、毎年、件数や運用の状況については国会に報告するということになっています。いろんな懸念がある中で、これから先新しい制度を作っていくということですから、作ろうとしている側には、わからないというのならできるだけわかるように、誤解があるというなら誤解を解く努力、そして反対する立場の人も、そもそもこの法制が必要なのかという疑問もあるわけですから、この後のきちんとした参議院の審議も含めて充実した議論を望みたいと思います。